

健康・福祉・環境・窓口のひろば



しずおか子育て 優待カード制度が はじまります

川根本町では、県内のトップを切って、4月1日から「しずおか子育て優待カード」をスタートします。

■カードの目的

この事業は、未来の「しずおか（川根本町）」を支える子どもたち、その「社会の宝」を守り、育てている保護者を地域全体で支えるという「子育てに温かな環境づくり」を目指しており、「しずおか子育て優待カード」は

- ◎子育て家庭を地域、企業、行政が一体となって支援する気運の醸成
- ◎子育ての孤立感をなくし、子育て家庭の安心感の醸成
- ◎子どもと保護者とのふれあいを深める機会の提供
- ◎18歳未満の子どもを持つ家庭
- ◎妊娠中の方

■事業の内容

町より18歳未満の子どもを持つ家庭と妊娠中の方に1枚ずつカードを配付します。



子育て優待カード

静岡県では、今年4月より子どもを育てる保護者を地域全体で支えるための取り組みの一つとして、18歳未満の子どもを持つ家庭と妊娠中の方にカードを配付し、そのカードを登録店で提示することにより様々な特典が受けられる「しずおか子育て優待カード」を開始します。

子育て家庭の方は、この制度に協賛している県内全域の店舗・施設へ子どもと一緒に、カードを提示することによって、様々な特典が受けられます。また、妊娠中の方は、カードと母子手帳を提示することによって、同様の特典が受けられます。

協賛いただいている店舗や施設は、オリジナルステッカー

オリジナルステッカー
カードを掲示してあります。



オリジナルステッカー

■特典の例

協賛店舗や施設についてはカード送付時に施設一覧表を同封します。この一覧で、どの店舗・施設でどのような特典が受けられるかを確認できます。町外の店舗・施設については、県ホームページ (<http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-07/index.htm>) に掲載され、その情報は随時更新されます。

■カードの有効期限

今年の4月（平成18年4月）から、平成22年3月までの間。

■その他

県では、平成18年4月からこの制度を開始し、準備の整った市町から順次拡大し、平成18年度中の全市町での実施を目指しています。

お知らせ 協賛店舗・施設 募集について

しずおか子育て優待カード

川根本町では、今年4月1日開始の「しずおか子育て優待カード」制度に協賛していただける店舗・施設を募集しています。

現在の募集は、第2次募集分です。

■締め切り日

3月24日（金）

■申し込み方法

協賛していただける店舗・施設は、商工会・まちづくり観光協会・総合支所・役場健康増進課に備え付けてあります。協賛申込書に必要事項を記載し、役場健康増進課までFAXでお申し込みください。

FAX 〇〇-56-1117

■問い合わせ先

「しずおか子育て優待カード」の制度及び協賛店舗・施設募集について

静岡県企画部調整室

☎ 054-221-2037

川根本町健康増進課

☎ 56-2224